

件 名	堺市立児童自立支援施設について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過・現状】 ・平成17年5月 政令指定都市移行に際し、平成22年度までに堺市立児童自立支援施設を整備する内容の確認書を大阪府と締結 ・平成18年4月～ 府立施設に21名の定数枠確保のための「児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約」を大阪府と締結 ・平成23年3月 堺市マスタープランにおいて本施設の整備を位置付け ・平成24年3月 堺市立児童自立支援施設基本構想を策定 ・平成30年3月 施設整備用地を取得 ・平成31年1月 堺市立児童自立支援施設基本計画を策定 ・平成31年2月 児童自立支援施設建設工事設計業務の事業者を公募 ・令和元年8月 施設整備を中断し、大阪府への事務委託継続に向けた協議を行うことを表明 ・令和2年3月 大阪府での府立施設敷地内の埋蔵文化財調査において、寮整備が可能との結果が判明 ・令和2年5月 大阪府と事務委託継続に向けた協議を開始 ・令和3年1月 大阪府と事務委託継続に係る合意書を締結 ・令和3年3月 令和3年第1回市議会で、付帯決議が付される。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【対応方針】 ・児童自立支援施設については、大阪府との合意書に基づき事務委託を継続するため、「堺市立児童自立支援施設基本計画」を中止する。 ・令和3年第1回市議会で付された付帯決議への対応として、堺市児童の適切な支援に向けて庁内関係部局と検討を行う。また、堺市と大阪府の施設整備費用が応分な負担となるよう、令和4年度予算要求までに協議を整える。 ・施設整備予定地の地元自治会に基本計画の中止等を報告する。 ・基本計画の中止を受けて、施設整備予定地の跡地利用について、全庁において有効活用を検討を進める。 【今後のスケジュール】 ・令和3年度 府立施設の旧寮舎撤去設計及び工事 ・令和4～5年度 府立施設内に新寮舎（2寮）設計及び工事 ・令和6年4月 新寮舎開所（新たな事務委託開始）
効 果 の 想 定	・大阪府に事務委託をすることで、府立施設における児童福祉、社会的養護に係る知識や経験を堺市児童が享受することができる。 ・施設整備費及び施設運営費用を大幅に削減できる。 (施設整備費約35億円→約3億円、運営費用約5.5億円→約2億円)
関 係 局 と の 政 策 連 携	教育委員会